様式第２号（第５条関係）

誓　約　書

年　　月　　日

佐伯市長　　様

住　　所
氏　　名
（署名）

佐伯市移住就労応援給付事業補助金の交付申請に当たり、私の世帯の市税の納付状況及び生活保護の受給に関し関係公簿等を照会し、及び調査されることに同意するとともに、以下のとおり誓約します。

１　申請日から５年以上継続して佐伯市に居住します。
（２は、いずれかを削除すること。）
２　佐伯市内への転入は、転勤、出向等の職務上の転入、卒業後１年以内の初めての就職による転入、進学等による一時的な転入その他これらに類する転入ではありません。
２　佐伯市内への転入は、転勤、出向等の職務上の転入、卒業後１年以内の初めての就職による転入、進学等による一時的な転入その他これらに類する転入ではありません。また、私の世帯は、単身又はその他世帯に該当しますが、取得し、又は賃借しようとする住宅の所有者又は管理者は、３親等以内の親族ではありません。
３　申請時に提出した就労証明書、法人事業届出済証明書又は開業届出済証明書のとおり、申請日から１年以上勤務又は事業を継続します。それを証明するために、佐伯市の求めに応じ、就労証明書又は青色申告決算書若しくは白色申告決算書を提出します。
４　世帯員全員が、佐伯市暴力団排除条例（平成 23 年佐伯市条例第 43 号）第６条第１号に規定する暴力団関係者ではありません。
５　世帯員のいずれかが、佐伯市移住支援事業補助金交付要綱(令和４年佐伯市告示第 189 号)による佐伯市移住支援事業補助金及び佐伯市空き家利活用促進事業補助金交付要綱（令和４年佐伯市告示第 141 号）による佐伯市空き家利活用促進事業補助金の交付を受けたこと又は受けることはありません。
６　世帯員のいずれかが、佐伯市移住就労応援給付事業補助金の交付を受けたことはありません。
７　世帯員のいずれかが、廃止前のようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金交付要綱(平成 28 年佐伯市告示第 142 号)によるようこそ佐伯住まいるサポート事業補助金及び廃止前の佐伯市移住応援給付事業補助金交付要綱(令和４年佐伯市告示第 140 号)による佐伯市移住応援給付事業補助金の交付を受けたことはありません。
８　世帯員の中に、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第２条第１項に規定する国家公務員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第３条第１項に規定する地方公務員その他これらに類する者はいません。
９　世帯員のいずれか又は世帯員と同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、佐伯市及び移住前の住所地の市区町村において、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第６条第１項の被保護者ではありません。
10　佐伯市移住就労応援給付事業補助金を活用して移住した者に対して佐伯市が行う各種調査に協力します。
11　移住後は、佐伯市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活します。
12　この誓約事項に違反したとき、申請内容に事実と相違が認められるとき等、佐伯市移住就労応援給付事業補助金交付要綱第７条第１項各号に掲げる事由に該当したときは、交付決定及び交付額の確定の全部又は一部の取消しを受けても異議はなく、佐伯市から受けた補助金を直ちに返還します。